

# 徳島発の提言・要望

～「地域主権」の新しい国づくりに向けて～



(高速道路無料化は本四・神戸淡路鳴門ルートから)



(地域医療の再生を)



(過疎地域の再生を)

平成21年9月

徳 島 県

# 「徳島発の提言・要望」

## ～「地域主権」の新しい国づくりに向けて～

「政権選択選挙」と位置づけられた、この度の衆議院議員総選挙において、国民からの多くの支持を得て、民主党をはじめとする連立政権による「政権交代」が実現し、9月16日に新しい内閣が発足しました。

この度の選挙結果は、「百年に一度の経済危機」に直面する中で、「国全体を覆う閉塞感を打破したい」という国民の強い意志の表れであるとともに、特に「国民の生活が第一」とした民主党マニフェストに、国民が大きな期待を寄せたものであると考えております。

なかでも、地域経済の活性化の起爆剤となる「高速道路無料化」、「国と地方の協議の場」の法制化による「地方分権改革」の推進、「医師不足対策」をはじめとする「安全・安心社会」の実現などは、本県はもとより地方にとって極めて重要な政策であります。

一方、マニフェストに掲げられた個別の政策を、地域の実情に即した、「より効果の高い政策」とし、国民生活の向上につなげるためには、検討すべき課題も見受けられるところです。

そこで、今こそ「地方ならではの知恵と発想」が強く求められているとの考えのもと、マニフェストの実現に向けての「具体的なアイデア」として、「徳島発の提言・要望」を次のとおりとりまとめたところです。

新政権におかれましては、「地域主権」の新しい国づくりに向け、本県からの「提言・要望」について十分ご検討いただき、今後の制度設計に反映するとともに、各種政策を早期に実施段階へ移されますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成21年9月25日

徳島県知事 飯泉 嘉門

(目 次)

**I 「百年に一度の経済危機」への対応**

1	高速道路の無料化について（4：地域主権）	1
2	道路整備における新たな事業評価方式について（4：地域主権）	5
3	戸別所得補償制度について（4：地域主権）	7
4	中小企業緊急雇用安定助成金の拡充について（5：雇用・経済）	9
5	障害者、若年無業者（ニート）等の就職支援について（5：雇用・経済）	11
6	事業所内保育施設設置・運営等助成金制度の拡充について （2：子育て・教育，5：雇用・経済）	13

**II 「医師不足対策」をはじめとする「安全・安心」社会の実現**

7	医師不足対策について（3：年金・医療）	15
8	後期高齢者医療制度の廃止について（3：年金・医療）	17
9	障害者自立支援法の廃止について（3：年金・医療）	19
10	子育て支援について（2：子育て・教育）	21
11	公立高校の授業料の実質無料化について（2：子育て・教育）	23
12	南海地震等の大規模災害対策について（6：消費者・人権）	25

**III 「地域主権」社会の実現に向けた「新成長戦略」**

13	過疎地域の再生について	27
14	地球温暖化対策の推進について（5：雇用・経済）	29
15	低炭素社会実現に向けた新成長戦略の展開について（5：雇用・経済）	31
16	地域主権の確立について（4：地域主権）	33
17	地方の自主財源の充実について（4：地域主権）	35
18	国直轄事業負担金の廃止について（4：地域主権）	39
19	補正予算の執行停止について（4：地域主権）	41

〈注〉（ ）は民主党マニフェスト柱立て

# I 「百年に一度の経済危機」への対応

## 1 高速道路の無料化について

### 【新政権のマニフェスト】

#### ■ 高速道路を原則無料化して、地域経済の活性化を図る

割引率の順次拡大などの社会実験を実施し、その影響を確認しながら、高速道路を無料化していく。

#### 《課題》

- 地域において必要性の高い新たな高速道路整備への影響
- 高速道路無料化による公共交通機関の影響
- 高速道路の渋滞や環境問題

「マニフェスト」の実現に向けて

### 【徳島発の提言・要望】

#### 「高速道路の無料化は、本州四国連絡道路・神戸淡路鳴門ルートから」

高速道路の無料化は、波及効果の最も大きい路線から実施することが効果的です。

高速道路無料化の実施に際しては、渋滞対策や競合する公共交通機関に対して十分な対策が必要です。

また、地方においては高速道路がまだまだ整備途上であり、引き続き計画的に整備を進める必要があります。

#### 《具体的内容》

##### ① 「高速道路無料化の社会実験について」

高速道路の無料化は、まず、連絡道路の両エリアで広域的な波及効果が大きいと期待できる「本州四国連絡道路・神戸淡路鳴門ルート」から実施すること。

##### ② 「公共交通機関等への対策について」

高速道路の無料化の実施に際しては、必要な渋滞対策を講じるとともに、内航フェリーやバス、JR等の競合公共交通機関に対して、高速道路の無料化とイコールフットイング（同等の条件）となる十分な支援を行うこと。

##### ③ 「高速道路の整備について」

地方において必要な高速道路の整備を計画的に行うこと。

# 高速道路の無料化について

高速道路の無料化は「本州四国連絡道路」のうち、まずは、「神戸淡路鳴門ルート」から

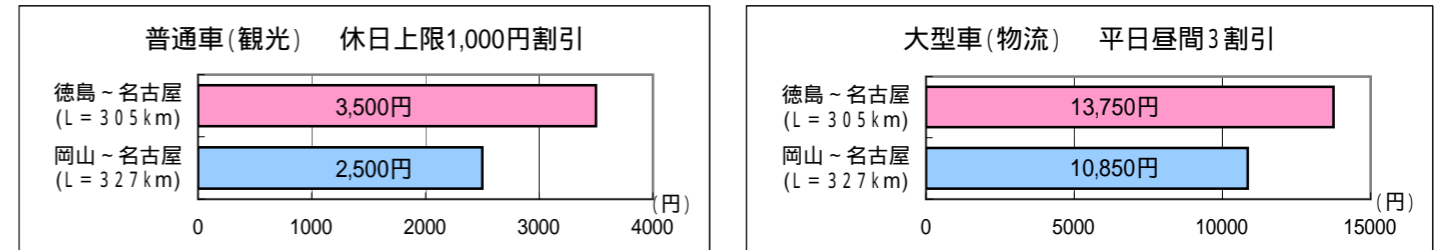
～ 広域的な波及効果が期待！ ～



本四架橋は依然として「平成の関所」

本州四国連絡道路は、道路で四国と他の地域を繋ぐ唯一のルート！

走行距離が短いにもかかわらず通行料金は逆転

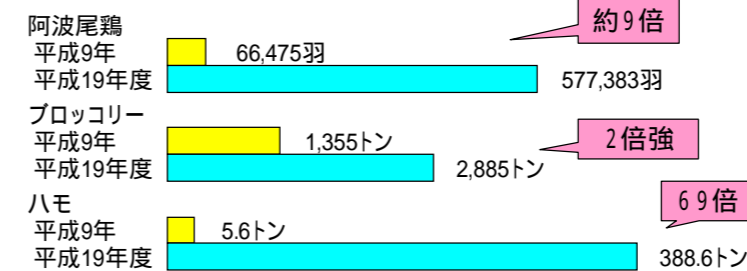


～ 本四道路の障壁が取り除かれれば、観光交流の拡大、物流コストの削減に大きな効果～

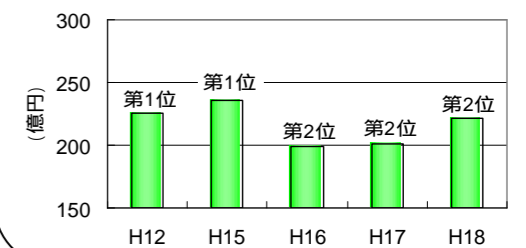
徳島県は「生鮮食料品の供給基地」

神戸淡路鳴門ルートは、近畿圏等への生鮮食料品の輸送ルート！

県産農林水産物の流通動向(近畿圏)



徳島県産野菜販売金額と販売金額順位(京阪神主要7市場)



高速道路料金 休日特別割引の効果

交通量が約67%増

休日特別割引適用日の本四道路の交通量

	平成21年度 H21.3.20～H21.8.31	平成20年度 H20.3.20～H20.8.31	対 前年比
大鳴門橋	36,000	24,300	1.48
瀬戸大橋	32,400	17,400	1.86
多々羅大橋	11,800	6,300	1.87
合計	80,200	48,000	1.67

64日間の平均であり、百台単位で四捨五入(単位:台/日)

利用客数が約15%増加

お盆期間中の本四道路沿線観光施設の利用者数

平成21年度(8.6～8.13～16)	17,200
平成20年度(8.7～9.8.14～17)	14,900
対前年比	1.15

7日間の平均であり、百人単位で四捨五入(単位:人/日)  
 H21.8.9～10は、雨により高松道、徳島道が通行止めのため除く  
 県内施設名: 渦の道、阿波踊り会館、あすたむらんど徳島、  
 眉山ロープウェイ、阿波十郎兵衛、大鳴門橋架橋記念館、  
 うみがめ博物館、祖谷のかずら橋、ラビス大歩危

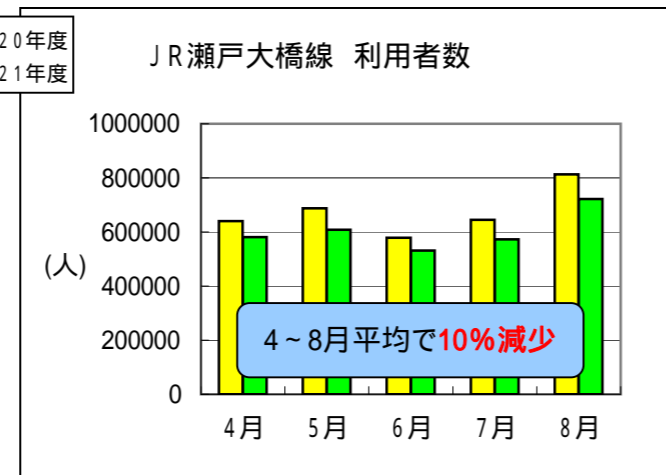
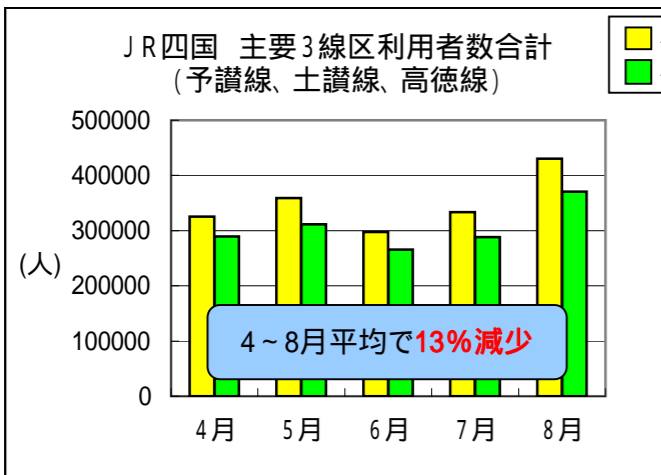
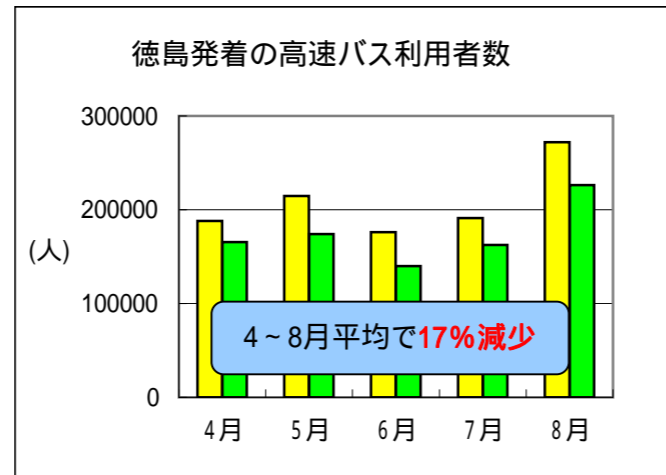
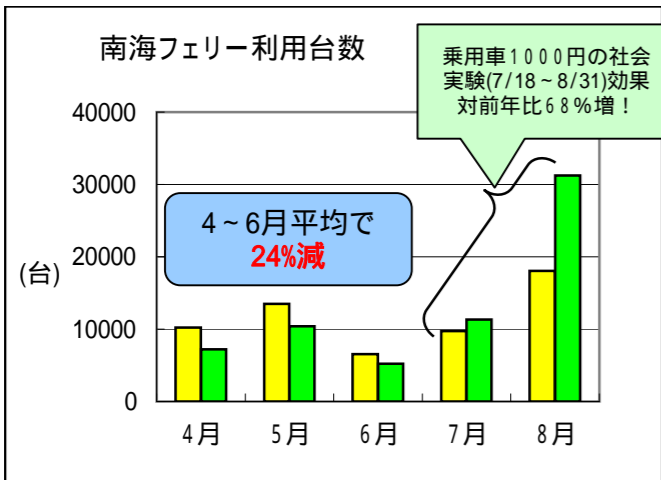
無料化は「本州四国連絡道路」から実施するのが効果的



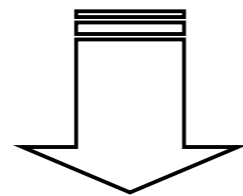
# 高速道路の無料化について

## 高速道路の無料化の実施に際しては...

### 高速道路料金 休日特別割引の影響

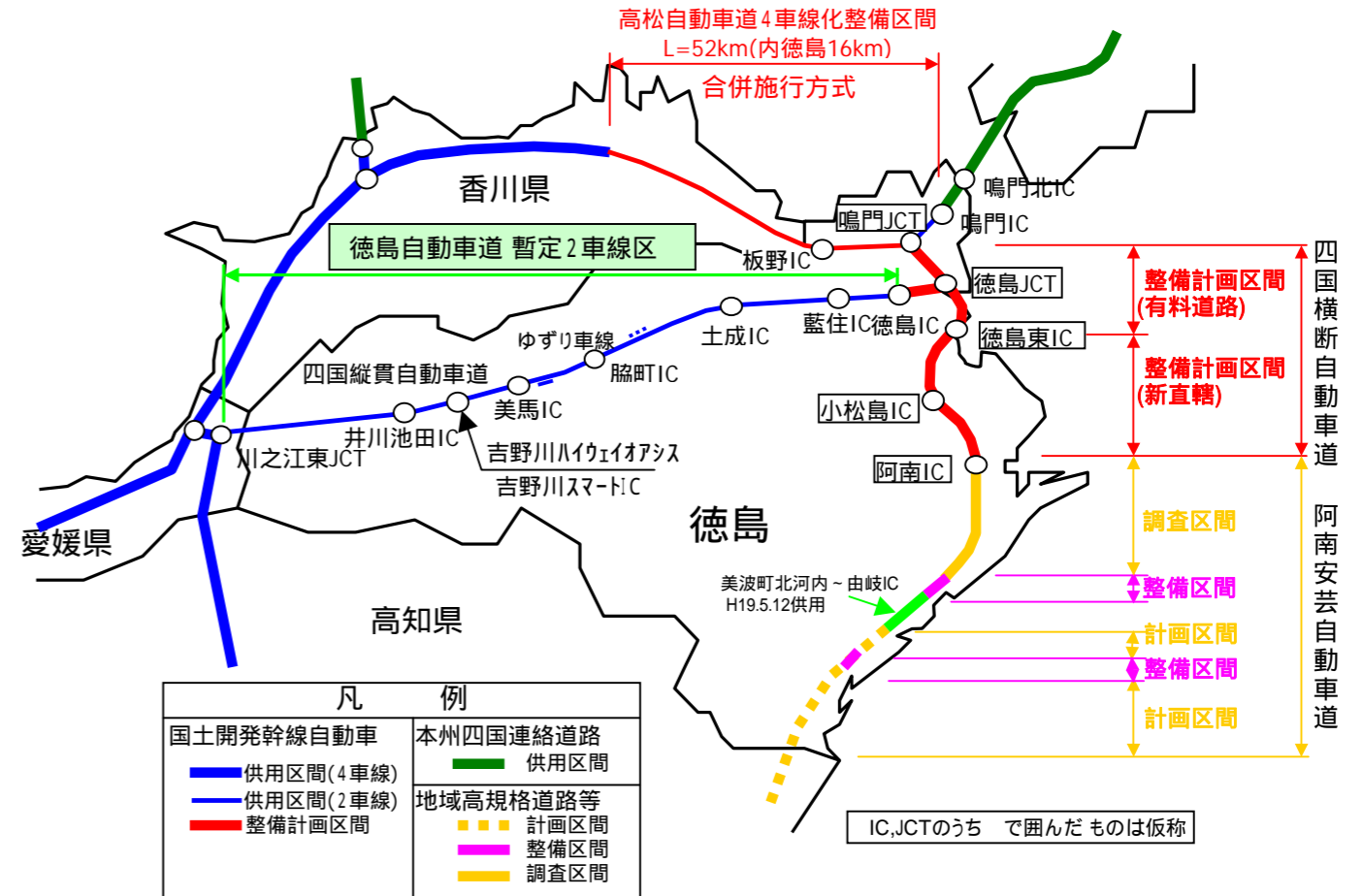


無料化の実施に際しては



渋滞対策や内航フェリー、バス、JR等の競合公共交通機関に対して、高速道路の無料化とイコールフットイング(同等の条件)となる十分な支援を行うこと

### 本県における高速道路の整備状況



地方において必要な高速道路の整備を計画的に行うこと



## 2 道路整備における新たな事業評価方式について

### 【新政権のマニフェスト】

- 道路整備は費用対効果を厳密にチェックしたうえで、必要な道路を造る

#### 【民主党政策集 INDEX2009】

- ・ 費用便益分析の厳格な実施を含むコストの徹底した見直し
- ・ 新たな事業評価方式の策定

#### 《課題》

- 現状の交通量に基づいた費用対効果では、道路の持つ様々な効果（救急救命や観光交流の効果等）が反映されない。
- 交通量の少ない地方部の、真に必要な道路整備に影響を与える恐れ。

「マニフェスト」の実現に向けて

### 【徳島発の提言・要望】

#### 「道路の多様な効果が適切に反映される『新たな事業評価方式』の策定を」

道路整備における新たな事業評価方式の策定においては、命の道としての機能をはじめ、道路が持つ多様な効果が適切に反映される「新たな事業評価方式」の策定が必要です。

#### 《具体的内容》

##### ① 「新たな事業評価方式の策定について」

道路整備における新たな事業評価方式の策定においては

##### ア 地域社会への直接的効果として

- ・ 救急救命向上便益
- ・ 災害・事故防止便益 など

##### イ 都市圏への間接的な寄与効果として

- ・ 観光交流の促進効果
- ・ 生鮮食料品・消費者還元効果
- ・ 雇用・定住の創出効果 など

道路が持つ多様な効果が適切に反映される「新たな事業評価方式」とすること。



# 道路整備における新たな事業評価方式について

## 道路整備における費用対効果の算定

道路事業における費用対効果は、交通量に基づく  
 ・**走行時間短縮便益** ・**走行経費減少便益** ・**交通事故減少便益**  
 の3便益を経費と比較する手法

交通量の少ない地方部では、**真に必要な道路整備が行えなくなる恐れ!**

しかし、道路は救急救命を支える「**命の道**」としての機能をはじめ、県民生活に直結する様々な役割を果たしており、  
 地域社会への直接的効果として  
 ・**救急救命向上便益** ・**災害・事故防止便益** など  
 都市圏への間接的な寄与効果として  
 ・**観光交流の促進効果** ・**生鮮食料品・消費者還元効果** ・**雇用・定住の創出効果** など  
 多様な効果があります

道路が持つ多様な効果が適切に反映される「**新たな事業評価方式**」としてください

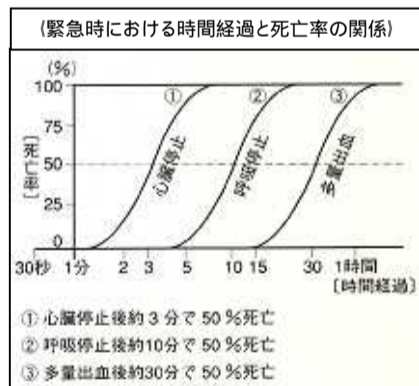
## 道路整備における新たな事業評価方式のイメージ

### 救急救命向上便益

幅員狭小箇所や線形不良箇所の解消に伴う**搬送時間短縮**による人的損失削減の効果



立ち往生する救急車(国道)



### 災害・事故防止便益

中山間地域の未整備区間において発生している**落石事故**や**災害被害に伴う交通遮断**を軽減する効果



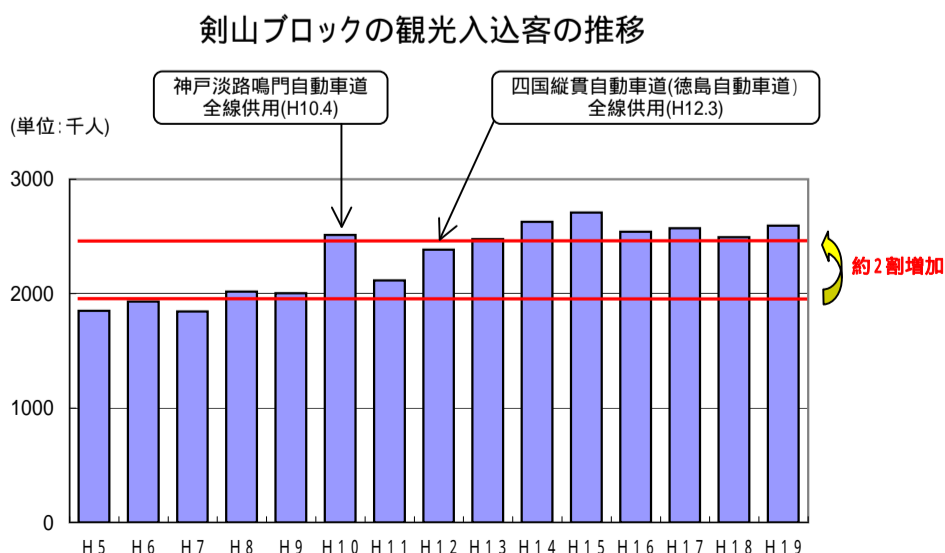
落石により運転手が負傷(国道)



唯一の生活道路が崩壊(国道)

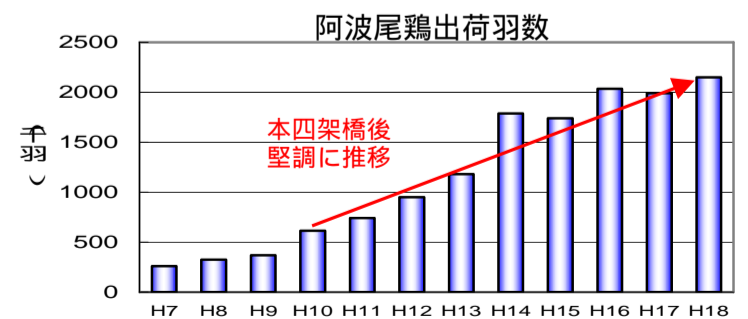
### 観光交流の促進効果

高速道路をはじめとする観光地へのアクセス道路の整備による、**新たな観光地や観光ルートの創設**、**移動時間の短縮**、**観光客数の増加**の効果



### 生鮮食料品・消費者還元効果

道路整備により食料輸送の定時性・安全性が保たれ、**消費地での品質・価格の安定**が図られる効果



### 3 戸別所得補償について

#### 【新政権のマニフェスト】

#### ■ 「戸別所得補償制度」の創設により、農業を再生し、食料自給率を向上させる

- ・ 農畜産物の販売価格と生産費の差額を基本とする「戸別所得補償制度」を販売農家に実施
- ・ 畜産・酪農業に対しても、農業の仕組みを基本として、戸別所得補償制度を導入
- ・ 食料安全保障の観点から、米の備蓄方式を棚上方式に転換し、300万トン（国内産以外を含む）備蓄体制の確立

#### 《課題》

- 対象品目が米、麦、大豆等に限られていることから、米作中心の都道府県に比べ、野菜や果樹などの園芸品目を生産する農家の多い本県にとって恩恵が少ない
- 畜産・酪農業に対する所得補償で、対象畜種が明記されていない
- 農村環境を維持するためには、条件不利地である中山間地域に対する特別な配慮が必要である

「マニフェスト」の実現に向けて

#### 【徳島発の提言・要望】

#### 「地域の特性に応じた制度設計を」

農林水産業の再生を図るためには、各地域の特性に応じた戸別所得補償制度となるよう、配慮していただきたい。

このため、制度設計にあたっては、地方の実態を考慮し、地方の判断により対象品目の設定が行えるなどの自由度を高めていただきたい。

#### 《具体的内容》

##### ① 「米の所得補償制度について」

米の所得補償制度は主食用米に加え、新規需要米に対するものを充実されたい。

また、主食用米、新規需要米の消費拡大を積極的に推進されたい。

##### ② 「園芸品目について」

野菜、果樹などの園芸品目は、国民の「健全な食生活」に資する重要な品目であり、農家の経営安定を図るため、再生産価格を補償する制度を創設すること。

##### ③ 「対象畜種について」

本県畜産の基幹部門であるブロイラーをはじめ、全ての畜種を対象とすること。

##### ④ 「中山間地域への配慮について」

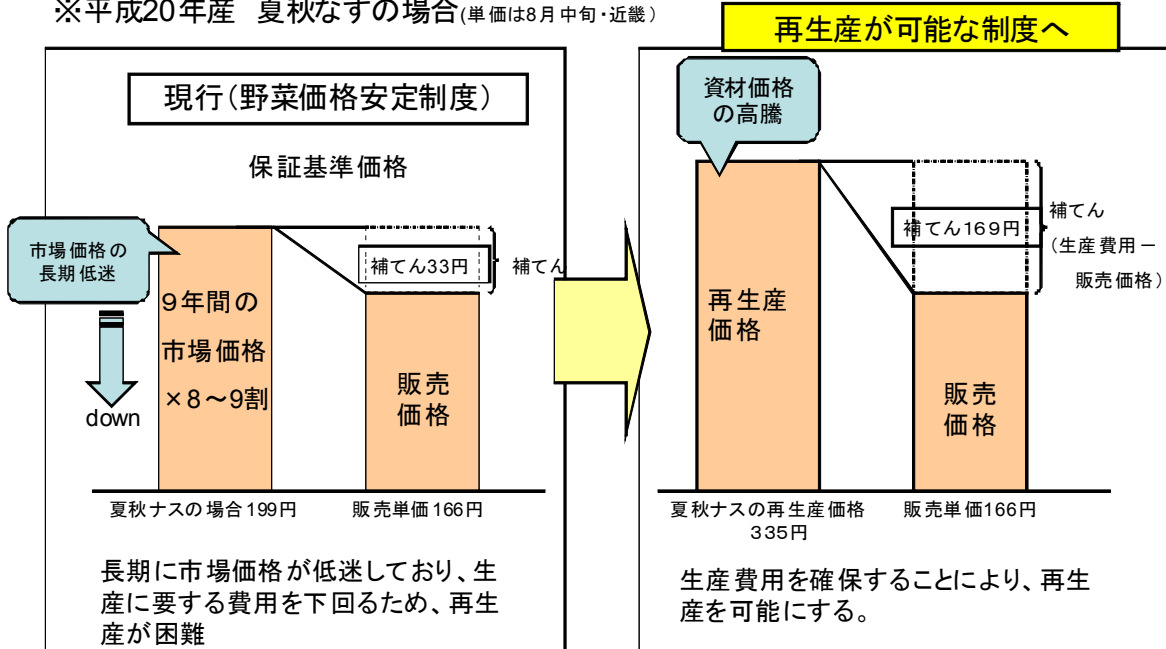
中山間地域については、その多面的機能を考慮し、平地農村と区分した「一国二制度」とし、「その地域に居住し、営農すること」に対する所得補償制度を導入すること。

また、中山間地域で栽培された米は、政府備蓄米として優先的に買入れること。

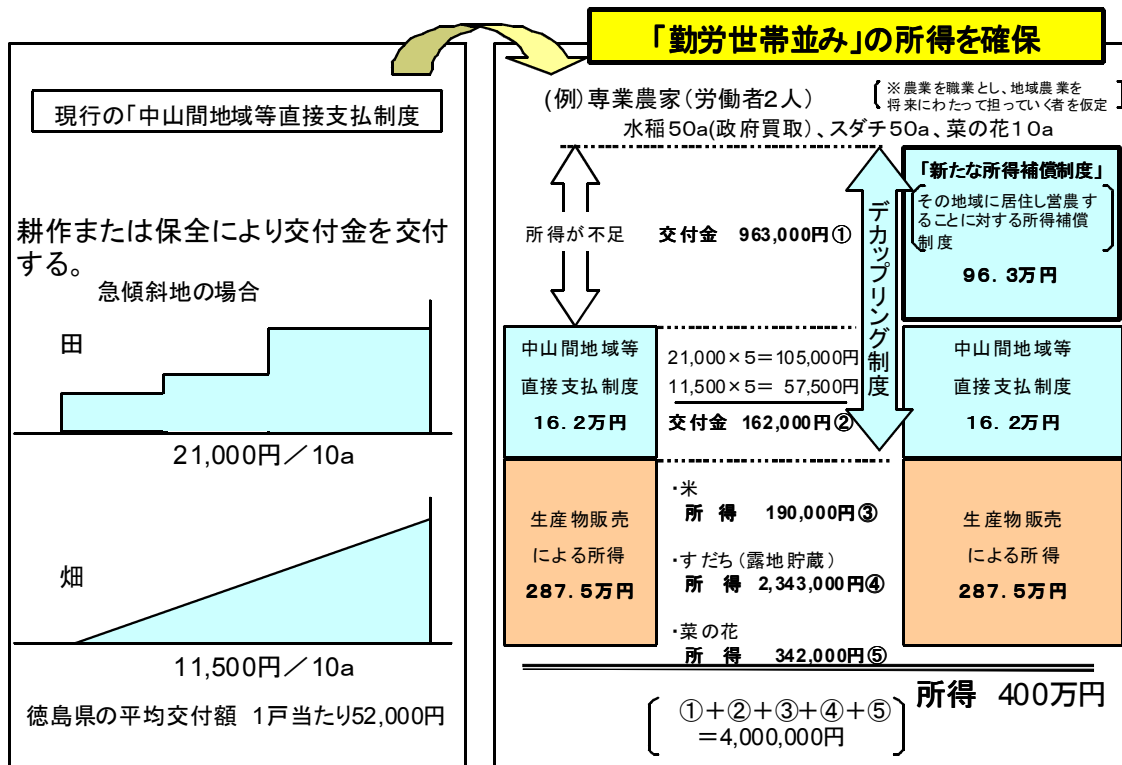
(参考)

## 野菜に係る経営安定対策

※平成20年産 夏秋なすの場合(単価は8月中旬・近畿)



## 中山間地域対策



## 4 中小企業緊急雇用安定助成金の拡充について

### 【新政権のマニフェスト】

#### ■ 中小企業を総合的に支援する

わが国経済の基盤である中小企業の活性化を図るため、政府全体で中小企業対策に全力で取り組む。

#### 《課題》

- 厳しい雇用情勢の中、中小企業緊急安定助成制度の拡充を早急に図らなければ、正規従業員の解雇が懸念される。

「マニフェスト」の実現に向けて

### 【徳島発の提言・要望】

#### 「中小企業雇用安定助成金制度の拡充を」

雇用対策として、失業者への職業紹介、職業訓練もさることながら、失業者を出さないための防止策が重要である。

#### 《具体的内容》

##### ① 「中小企業緊急雇用安定助成金について」

労働者の雇用を守り、解雇を最小限に食い止める雇用のセーフティネットとしての機能を果たしている中小企業緊急雇用安定助成金について、現在の「3年間で300日」という制限を撤廃し、1年間で200日分の助成を中小企業の景況感が回復するまでの間、継続して支給できるよう制度を拡充すること。

##### ② 「助成制度の有効活用について」

人手が少なく、行政手続きに不慣れな中小企業でも助成金の申請ができるように、申請手続きを簡素化するとともに、申請に関する相談や書類作成の支援を行う「相談員」を設置し、希望する企業に派遣することにより、助成制度が有効に活用できるよう相談体制の充実を図ること。

(参考)

1) 国の現行施策

・ 中小企業緊急安定助成金制度

事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、雇用する労働者を一時的に休業等させた場合に、賃金等の一部を助成する制度  
支給限度日数は、3年間で300日

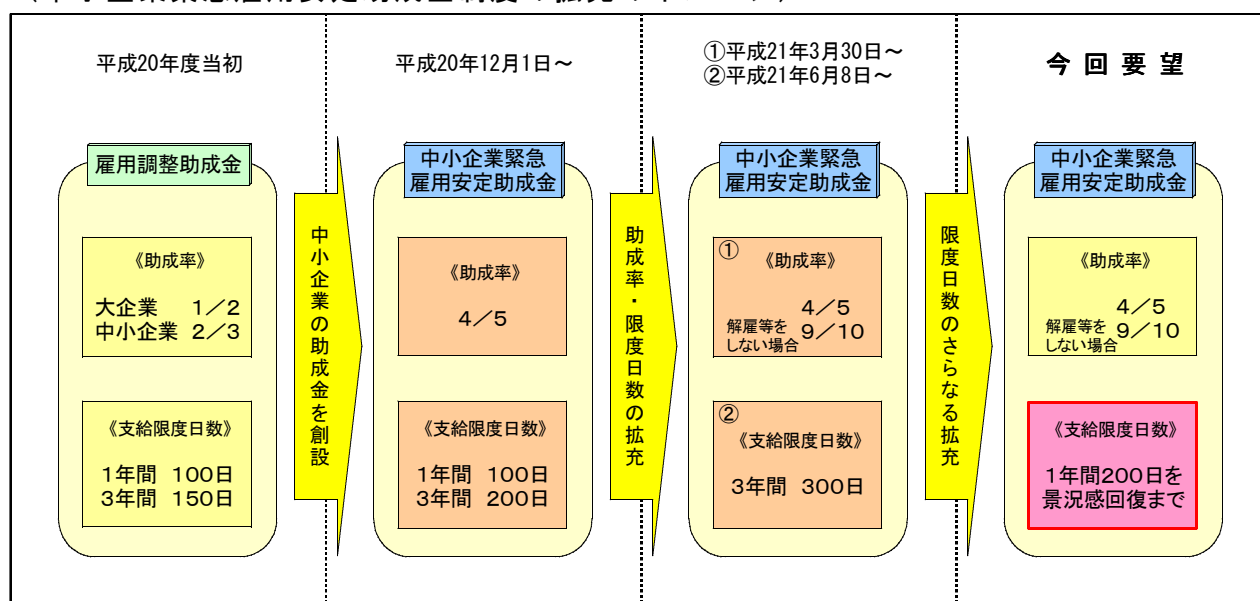
2) 現状

- ・ この助成金制度の措置は「当面の間」とされており、不況が長期化すれば、雇用削減に追い込まれる可能性が高い。
- ・ 5月中旬から「緊急出前相談」として約200社の企業を訪問し、厳しい経営環境のもと頑張っている経営者の方々からの御要望をお聞きし、スピード感をもって県施策に反映。

【経営者の声】

雇用関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業緊急安定助成金がなければ正規従業員を解雇しなければならない。</li> <li>・ 内部留保、助成金を使い何とか営業を続けられている。</li> <li>・ 助成金申請に関する添付書類が多く手続も煩雑で時間がかかりすぎる。</li> </ul>
販路拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見本市や商談会などの機会を提供してもらいたい。</li> <li>・ 地場産業や県産品を積極的にPRしてほしい。</li> <li>・ 海外展開に対する情報提供をしてほしい。</li> <li>・ 新商品開発に結びつく技術開発への支援をしていただきたい。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材確保及び人材育成への支援を行っていただきたい。</li> <li>・ 融資制度の拡充及び要件緩和をしてほしい。</li> <li>・ 設備投資への支援を行っていただきたい。 等</li> </ul>

(中小企業緊急雇用安定助成金制度の拡充のイメージ)



## 5 障害者、若年無業者（ニート）等の就職支援について

### 【新政権のマニフェスト】

#### 【民主党政策集 INDEX2009】

- ◆自立を希望する若者が安定した職業に就けるよう、教育機関・国・企業・自治体が連携して、職業体験学習や企業見学などを行い、若い世代の就労意欲の向上を図る。
- ◆障がい者等の雇用促進など積極的雇用政策を推進し、企業が求める人材と求職者のミスマッチの解消を進める。

#### 《課題》

- 厳しい雇用情勢の中、ニートや障害者の就労支援を行うための新たな制度の創設が必要である。

「マニフェスト」の実現に向けて

### 【徳島発の提言・要望】

**「若年無業者、障害者の就労を支援する新たな制度の創設を」**  
若年無業者（ニート）等を就労へ導く訓練を拡充するとともに、障害者の就労支援を行う新たな制度として「障害者雇用サポート事業」を創設していただきたい。

#### 《具体的内容》

##### ①「新たな訓練事業の創設について」

若年無業者（ニート）等の就労をしっかりと支援するため、現在、制度化されていない「期間を定めた通所」による訓練事業を国の委託事業（10/10）として創設すること。

##### ②「障害者雇用について」

「障害者雇用サポーター」の設置により、企業と就労を希望している障害者との橋渡しを行う「障害者雇用サポート事業」を創設すること。



(参考)

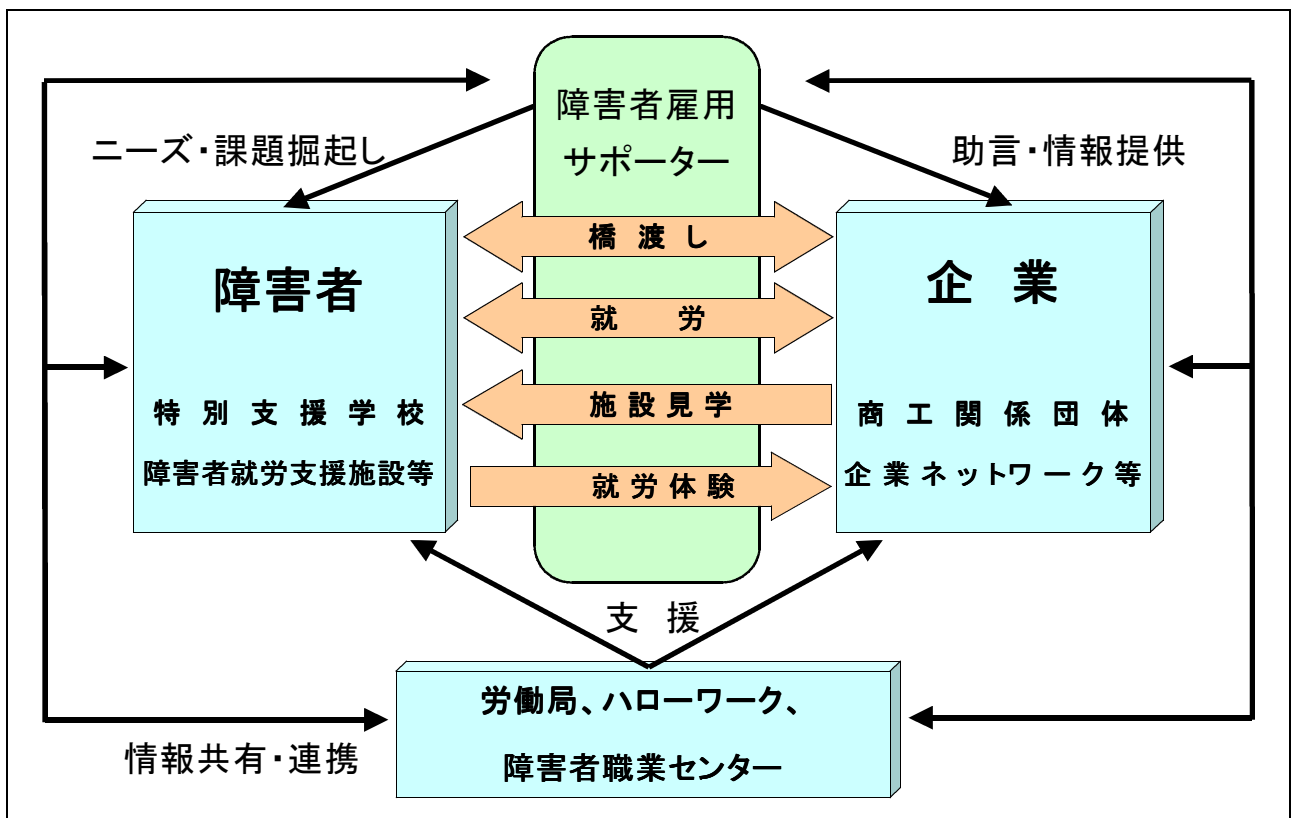
1) 国の現行施策

- ・厚生労働省の委託事業として、合宿形式の「若者自立塾」や「若者サポートステーション」において、臨床心理士等による個別相談を実施している。
- ・ハローワークにおける事業主や障害者に対する指導・支援、「障害者職業センター」において、リハビリテーションサービスが行われている。

2) 現状

- ・働くことに対する自信と意欲を身につけることにより、就労等へと導くことを目的として「通所」による訓練でしっかりサポートする事業を実施して欲しいとの要望も寄せられている。
- ・景気情勢の悪化により障害者を取りまく雇用情勢は、今後ますます低迷するものと考えられ、また、障害者雇用の促進には企業の理解が不可欠であることから、現行のように「窓口」を作って「待ち」の姿勢をとる施策から、より積極的に企業へ直接出向き、障害者を活用した事業の提案等を行う必要がある。

(障害者雇用サポート事業のイメージ)



## 6 事業所内保育施設設置・運営等助成金制度の拡充について

### 【新政権のマニフェスト】

#### ■保育所の待機児童を解消する

縦割り行政になっている子どもに関する施策を一本化し、質の高い保育の環境を整備する。

#### ■ワークライフバランスと均等待遇を実現する

全ての労働者が1人ひとりの意識やニーズに応じて、やりがいのある仕事と充実した生活を調和させることのできる「ワークライフバランス」の実現を目指す。

#### 《課題》

- 中小零細企業にとって、事業所内保育施設設置・運営等助成制度の要件が厳しく、施設の整備が進まない。

「マニフェスト」の実現に向けて

### 【徳島発の提言・要望】

#### 「事業所内保育施設設置・運営等助成制度の拡充を」

事業所内保育施設設置・運営等助成制度の拡充は、仕事と家庭の両立を支援し、働きながら子どもを育てやすい職場づくりの整備促進及び待機児童の解消が期待される。

#### 《具体的内容》

##### ①「中小企業事業主における受給率の延長」

中小企業事業主が事業所内保育施設を新設する場合に、設置に要した費用の3分の2を受給できることとなっているが、平成19年4月1日から平成22年3月31日までに運営を開始した場合に限られているので、期間を延長すること。

##### ②「事業規模に応じた定員要件の緩和」

中小企業が事業規模に応じて設置できるよう、乳幼児の定員要件を緩和すること。

##### ③「共同設置に対する支援について」

定員要件を緩和しても、なお単独では保育施設を設置できない企業は、従業員が極端に少ない零細企業と見込まれることから、こうした零細企業による共同設置を促進するため、零細企業による共同設置費に限り、助成率をさらに引き上げること。

## (参考)

### 1) 国の現行施策

- ・ 事業主は、事業所内保育施設の設置に要した費用の2分の1（限度額2,300万円）を受給できるが、中小企業事業主については、平成19年4月1日から平成22年3月31日までに運営を開始した場合、費用の3分の2（限度額2,300万円）を受給できる。
- ・ 助成金の対象となる定員は、乳幼児10人以上。
- ・ 定員の半数以下については、地域の子を入所させることができる。

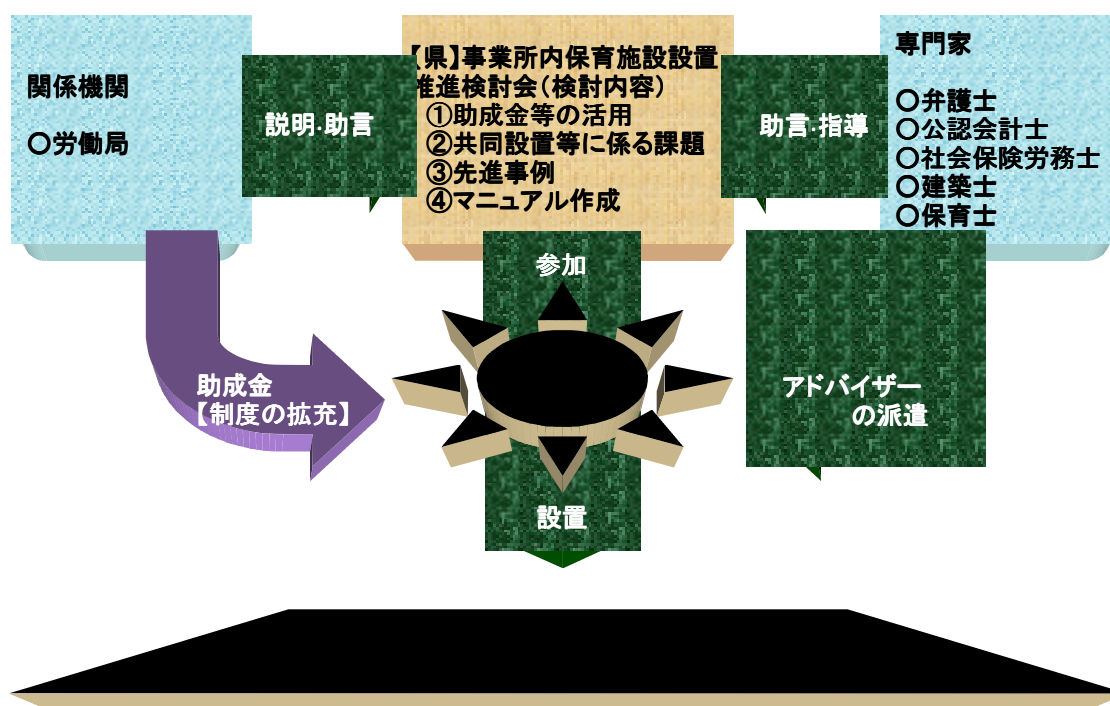
### 2) 現状

助成要件である乳幼児10人以上の定員の施設を単独で設置するのは、中小零細企業が大部分を占める本県では極めて困難な状況にある。

他方でそうした零細企業ほど、施設設置の経費捻出はより困難であり、また、従業員が少ないだけに育児休暇取得もままならない苦しい状況におかれている。

体力に劣り余力のない企業で、懸命に子育てと仕事の両立を図っているこうした従業員は、全国総体でみると相当数に上ると考えられるところであり、少子化対策の進展のためには、こうした方々へのきめ細かい気配り・支援が不可欠である。

#### 【事業所内保育施設設置に向けた取り組み】



## Ⅱ 「医師不足対策」をはじめとする「安全・安心」社会の実現

### 7 医師不足対策について

#### 【新政権のマニフェスト】

##### ■医療崩壊を食い止め、国民に質の高い医療サービスを提供する

- ・医療従事者を増員し、質を高めることで国民に質の高い医療サービスを安定的に提供する。（医師養成数を1.5倍にする。）
- ・特に救急、産科、小児、外科等の医療供給体制を再建し、国民の不安を軽減する。
- ・医師、看護師、その他の医療従事者の増員に努める医療機関の診療報酬（入院）を増額する。

#### 【民主党政案集 INDEX2009】

##### ◆臨床研修の充実

- ・一貫性のある学部教育、前期・後期臨床研修を通じて質の高い専門医を養成し、専門医が研修医の指導医となる臨床研修システムを構築する。
- ・質の高い臨床医を養成する臨床研修制度には、専門医制度の確立が不可欠であり、総合医も専門医と位置づける必要がある。

#### 《課題》

- 医師不足の解消に向けては、地方による創意工夫を凝らした取組みに対する十分な財政措置と、国による医師養成制度や診療報酬制度の効果的な見直しが必要。

「マニフェスト」の実現に向けて

#### 【徳島発の提言・要望】

##### 「地方の創意工夫や努力が報われる『医師不足対策』を」

本県においても、医師不足・偏在は非常に深刻であることから、個々の病院の枠を超えた強力な連携により地域医療を確保するため、「総合メディカルゾーン構想」や「西部地域公立3病院間ネットワーク体制」等、徳島県ならではの「モデル的取組」を進めている。

こうした取組を一層推進するため、次の点に特にご配慮されたい。

#### 《具体的内容》

##### ① 「『地域医療再生』に向けた財政支援について」

県域全体を対象として、医師の確保と養成を図るとともに、県全体を支援する拠点形成を促進する観点から、県が策定する「地域医療再生のための計画」に対する十分な財政支援を行うこと。

##### ② 「地域医療を担う『総合診療医』の育成について」

- ・「総合診療医」を「専門医」として位置付けるとともに、
- ・大学教育や臨床研修におけるへき地等での実習・研修を必修化するなど、卒前・卒後教育に配慮すること。

##### ③ 「診療報酬制度の見直しについて」

地域の中核病院における勤務医の確保（特に、へき地の医療機関に勤務する医師の十分な確保）ができる診療報酬制度へ見直すこと。